

(証券コード：5858)
令和3年9月13日

株 主 各 位

大阪府八尾市山賀町六丁目 82 番地 2

株式会社 S T G

代表取締役社長 佐藤 輝明

第39回定時株主総会継続会開催のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、本継続会は、令和3年6月28日開催の第39回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第39回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。本株主総会につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、株主総会継続会当日のご来場はお控えいただきますよう、ご検討ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和3年9月28日（火曜日）午後2時30分 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
当社大阪本社2階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第39期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告
の内容、計算書類の内容報告の件 |

以 上

第 39 回定時株主総会継続会の開催について

当社は、令和 3 年 6 月 10 日付「第 39 回定時株主総会の継続会の開催に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、令和 3 年 6 月 28 日開催の第 39 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「1. 第 39 期（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査報告結果の件」及び「2. 第 39 期（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件」（以下「第 39 回決算報告」手続き（以下「決算関連手続」といいます。）を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う各国政府の感染拡大防止措置の影響による当社の連結会計処理に係る作業の遅延により、本総会において第 39 期報告事項をご報告することを断念せざるを得ないものと判断しました。

このような状況の下、当社は、決算関連手続が完了次第すみやかに本継続会を開催し、その場で第 39 期報告事項をご報告することならびに本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことを令和 3 年 6 月 28 日に開催しました本総会において、株主のみなさまにお諮りし、ご承認いただきました。

そしてこの度、第 39 期単体決算に係る監査報告を会計監査人より受領し、決算関連手続が完了いたしましたので、本総会において株主のみなさまにご承認いただきましたとおり、第 39 期報告事項のご報告を目的とする第 39 回定時株主総会継続会をご案内させていただく次第であります。

これまで、連結計算書類にてご報告をしておりましたが、令和 3 年 8 月 12 日に適時開示いたしました「令和 3 年 3 月期決算発表の再延期及び発行者情報公表の再延期並びに令和 4 年 3 月期第 1 四半期決算発表の延期及び四半期発行者情報公表の延期に関するお知らせ」に記載しましたとおり、STX PRECISION (JB) SDN. BHD. の株式を期末日に取得したことに伴い、連結決算業務が通常より長期化していることに加え、同社の拠点であるマレーシア国内では新型コロナウイルス感染症拡大の影響がさらに深刻なものとなり、ロックダウンが発出され、現地の決算業務及び監査手続に大幅な遅延が生じております。現時点でも、当該状況が継続しているため、今後もさらなる遅延が予想されます。以上のことを踏まえ、当社は会社法上の大会社に該当しないため、単体のみの決算報告とさせていただくこととしました。

株主のみなさまにはご心配、ご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により各国でロックダウンが実施されるなど、世界的に景気が減速しました。わが国においても、緊急事態宣言の発出による活動の自粛や個人消費の減少などにより、景気が大幅に悪化しました。海外のロックダウンや国内の緊急事態宣言の解除後は、新型コロナウイルスの感染再拡大により先行き不透明感が強まるなど予断を許さない状況が続いたものの、各国の経済対策などを下支えに、国内外で景気は概ね回復基調となりました。

このような状況のもと、当社においても、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しつつ、事業活動を実施いたしました。上半期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により需要が大幅に落ち込みました。下半期からは徐々に回復傾向が見えてまいりましたが、影響は長期化しております。

これらの環境を踏まえ、当社は更なる生産体制の増強を図り、海外の需要を積極的に取り込み、今後の事業拡大を目指しております。また、令和3年3月31日付でSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. (マレーシア)の株式を取得し、連結子会社といたしました。今後は、生産における互いの強みを融合することで、生産技術の向上を図り、サプライチェーンの多元化などのシナジー効果を見込んでいます。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,336百万円(前年同期比17.7%減)、営業利益は28百万円(前年同期は46百万円の営業損失)、経常利益は81百万円(前年同期比27.3%減)、当期純利益は17百万円(前年同期比79.0%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は43百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成及び取得した主要な設備

大阪工場 検査自動化装置 7,413千円

静岡工場 危険物貯蔵所 6,150千円

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は令和3年3月30日に、M&Aによる株式取得及び諸経費の支払を目的とし、日本政策金融公庫、紀陽銀行、池田泉州銀行より800百万円の借入を行っております。また、当社の子会社であるSANKI EASTERN (THAILAND)

COMPANY LIMITEDは、設備投資に充当及びこれに関連する追加の設備投資を目的とし、国際協力銀行及び紀陽銀行との間で、令和2年4月12日に協調融資総額55,000千タイ・パーツとする借入契約を締結、国際協力銀行及び滋賀銀行との間で、令和2年11月2日に協調融資35,000千タイ・パーツの借入契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、重要なテーマとして「各種製品の軽量化」を掲げております。当社の主力事業で取り扱うマグネシウムは、実用金属としてアルミニウムより軽いうえに、剛性や振動吸収性に優れた特性を持つと共に、リサイクル利用も可能な金属として、高い将来性のある素材として注目されております。

国内をはじめ、中国・東南アジアにはさまざまなメーカーが進出しており、これら日系メーカーはもとより、欧米・中国メーカーなどの旺盛な需要に 대응していくために、更なる生産体制の強化を行い、事業拡大を図ってまいります。

開拓余地も十分にある市場のため、競合他社の参入もございますが、独自の「鋳造・トリミング」「仕上・機械加工」一貫体制によるコストダウン及び短納期対応により他社との差別化を図り、お客様に期待以上の成果を提供しつづける企業を目指してまいります。

引き続きご支援ご指導の程、宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成30年3月期)	第 37 期 (平成31年3月期)	第 38 期 (令和2年3月期)	第 39 期 (当事業年度) (令和3年3月期)
売 上 高	1,618,758 千円	1,821,374 千円	1,624,108 千円	1,336,706 千円
経 常 利 益	41,858 千円	148,195 千円	112,202 千円	81,567 千円
当 期 純 利 益	2,112 千円	105,217 千円	82,735 千円	17,364 千円
1株当たり当期純利益	2.77 円	138.11 円	100.85 円	20.71 円
総 資 産 額	1,091,938 千円	1,198,252 千円	1,324,662 千円	2,452,027 千円
純 資 産 額	69,229 千円	175,559 千円	505,970 千円	512,644 千円
1株当たり純資産額	90.88 円	230.45 円	603.50 円	611.46 円

(注) 当社は、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三輝特殊技研（香港）有限公司	2,392,000 HKD	100 %	各種金属製品販売
深圳市参輝精密五金有限公司	8,000,000 RMB	三輝特殊技研（香港） 有限公司の100%子会社	各種金属表面加工
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	70,000,000 THB	70 % (5 %)	マグネシウム成型品の製造販売
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	12,730,000 MYR	100 %	アルミニウム成型品の製造販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率を内数で記載しています。

2. 当事業年度において、当社は令和3年3月31日付でSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
マグネシウム成型品及びアルミニウム成型品の製造販売等	高級一眼レフカメラ部品、プロジェクター部品、自動車部品等

(8) 主要な営業所及び工場

	名称	所在地
生産拠点	大阪工場	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
	静岡工場	静岡県伊豆市上船原1400番地1
	深圳工場	中国広東省深圳市宝安区松岗街道燕川村越華工業区A1棟1楼
	タイ工場	113/4 Moo4, Nakhon Luang Industrial Estate, Tambol Bangphrakru, Amphur Nakhonlung, Ayutthaya 13260, Thailand.
	マレーシア工場	Lot 153 (No. 17A), Jalan Angkasa Mas 6, Kawasan Perindustrian Tebrau II, 81100 Johor Bahru, Malaysia.
営業拠点	香港	中国香港灣仔軒尼詩道288號英皇集團中心6樓604室

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
61 名	△1 名

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	(注) 756,226 千円
株式会社日本政策金融公庫	630,150
株式会社池田泉州銀行	240,197
株式会社山陰合同銀行	45,835

(注) 株式会社紀陽銀行を引受先とする私募債 10,000千円を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 838,400株
(2) 株主数 36名
(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐藤 輝明	264,000 株	31.48 %
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業 有限責任組合	119,300	14.22
佐藤 武幸	83,400	9.94
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合	70,000	8.34
兼光 喜彦	40,000	4.77
ごうぎんキャピタル3号投資事業有限責任組合	40,000	4.77
森田 泰成	34,000	4.05
KSP3号B投資事業組合	26,100	3.11
島根産業活性化投資事業有限責任組合	20,200	2.40
KSP4号投資事業有限責任組合	20,000	2.38

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数

510個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 51,000株（新株予約権1個につき 100株）

- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（1,800円）	平成30年4月2日 ～令和8年4月1日	200個	2名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 輝明	代表取締役社長	<ul style="list-style-type: none"> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
森田 泰成	専務取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
林 忠徳	常務取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
白井 芳弘	常務取締役 管理本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
佐々木 智一	取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役
平井 洋行	常勤監査役	
島谷 通敬	監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社アトラック 取締役 ・エスブイエス 代表 ・株式会社クロスウェル 監査役
大貫 篤志	監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士大貫篤志事務所 ・税理士法人E&M 代表社員 ・株式会社ルネッサンス 監査役 ・株式会社TNPパートナーズ 監査役 ・筑波精工株式会社 顧問 ・Neoprecision therapeutics株式会社 取締役

(注) 1. 取締役 佐々木智一は、社外取締役であります。

2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社間に特別な関係はありません。

3. 監査役 島谷通敬、大貫篤志は、社外監査役であります。

4. 令和3年6月28日開催の第39回定時株主総会において、高安錬太郎氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。なお、高安錬太郎氏は社外監査役であります。
5. 令和3年7月28日をもって、監査役 島谷通敬氏は、辞任により退任いたしました。
6. 上記社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。
7. 監査役 大貫篤志氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、当社取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者は会社の職務執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や控訴費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とすることとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役5名	52,275千円（うち社外 1名 1,200千円）
監査役3名	11,000千円（うち社外 2名 2,600千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、令和元年6月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 智一	当事業年度開催の取締役会には、17 回中 17 回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	島谷 通敬	当事業年度開催の取締役会には、17 回中 16 回に出席しております。なお、疑問点等を明らかにするため、独自で確認作業を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14 回中 12 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	大貫 篤志	当事業年度開催の取締役会には、17 回中 16 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14 回中 14 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 23,645千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
26,962千円

③ 会計監査人の報酬に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績を監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち海外子会社2社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームの監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- b. 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- c. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
- d. 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- e. 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その

仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

- f. 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a. 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- b. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- c. 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- b. 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- c. 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- b. 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- c. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
- d. 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- e. 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
- f. 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - b. 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - c. 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。
 - d. 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
 - e. 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - b. 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - b. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - c. 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - b. 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
 - c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。定時

取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役3名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は監査役会を原則毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,113,883	流 動 負 債	930,887
現 金 及 び 預 金	603,279	買 掛 金	118,654
受 取 手 形	4,603	短 期 借 入 金	506,210
電 子 記 録 債 権	30,506	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
売 掛 金	289,289	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	157,860
製 品	17,160	未 払 金	108,635
仕 掛 品	34,639	未 払 費 用	8,881
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,156	未 払 法 人 税 等	1,622
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	68,409	賞 与 引 当 金	13,056
そ の 他	44,838	役 員 賞 与 引 当 金	3,926
		そ の 他	2,042
固 定 資 産	1,338,143	固 定 負 債	1,008,494
有 形 固 定 資 産	86,765	長 期 借 入 金	998,338
建 物	28,649	退 職 給 付 引 当 金	10,156
構 築 物	200		
機 械 及 び 装 置	37,067	負 債 合 計	1,939,382
車 両 運 搬 具	2,302		
工 具、器 具 及 び 備 品	1,943	(純 資 産 の 部)	
土 地	16,601	株 主 資 本	512,279
		資 本 金	195,062
無 形 固 定 資 産	6,137	資 本 剰 余 金	124,475
		資 本 準 備 金	124,475
投 資 其 他 の 資 産	1,245,240	利 益 剰 余 金	192,741
投 資 有 価 証 券	21,295	そ の 他 利 益 剰 余 金	192,741
関 係 会 社 出 資 金	783,116	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	4,292
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	343,966	繰 越 利 益 剰 余 金	188,449
差 入 保 証 金	10,350		
繰 延 税 金 資 産	26,001	評 価・換 算 差 額 等	365
そ の 他	124,102	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	365
貸 倒 引 当 金	△63,592		
		純 資 産 合 計	512,644
資 産 合 計	2,452,027	負 債・純 資 産 合 計	2,452,027

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日から)
(令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,336,706
売 上 原 価		958,798
売 上 総 利 益		377,907
販売費及び一般管理費		349,551
営 業 利 益		28,356
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,638	
受 取 配 当 金	350	
為 替 差 益	10,936	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	23,007	
雇 用 調 整 助 成 金	32,821	
そ の 他	20,810	97,564
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,746	
社 債 利 息	377	
特 別 休 暇 関 連 費 用	30,285	
そ の 他	944	44,352
経 常 利 益		81,567
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	73	
減 損 損 失	65,539	65,612
税 引 前 当 期 純 利 益		15,955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,706	
法 人 税 等 調 整 額	△14,116	△1,409
当 期 純 利 益		17,364

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	195,062	124,475	124,475	5,365	182,587
当期変動額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△12,576
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△1,073	1,073
当期純利益	—	—	—	—	17,364
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△1,073	5,862
当期末残高	195,062	124,475	124,475	4,292	188,449

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	187,953	507,490	△1,520	△1,520	505,970
当期変動額					
剰余金の配当	△12,576	△12,576	—	—	△12,576
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益	17,364	17,364			17,364
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,885	1,885	1,885
当期変動額合計	4,788	4,789	1,885	1,885	6,674
当期末残高	192,741	512,279	365	365	512,644

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～40年
機械及び装置	3～13年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

当社は計算書類の作成にあたり、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出しております。当社の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

減損損失額	65,539千円
有形固定資産	86,765千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、原則として資産又は資産グループについては事業年度末日において、減損の兆候について評価を行っております。当社は減損の兆候が存在するかどうかを評価するために内部及び外部の情報源を検討しております。減損の兆候のいくつかは、当社が事業を行う又はその資産を利用する市場における技術、市場、経済又は法的環境における陳腐化や悪影響のある著しい変化であります。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額がこれらの帳簿価額を下回っている場合には、減損損失を認識しております。減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、減損損失の範囲を決定するために回収可能価額を見積もっており、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額となります。

当年度においては、主に当社の静岡工場において65,539千円の減損損失を計上し、簿価を16,601千円まで切り下げました。その減損損失の測定にあたっては、回収可能価額として専門家による静岡工場の鑑定評価等に基づく「正味売却価額」を用いております。

② 主要な仮定

不動産の評価は、専門家による鑑定評価等に基づいております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

正味売却価額である不動産鑑定評価額が下落した場合には、追加で減損損失を認識する可能性があります。また、重要な固定資産残高を有するその他の資産グループについては、当年度に減損の兆候を認識しませんでした。当社が事業を行う又はその資産を利用する市場における技術、市場、経済又は法的環境における陳腐化や悪影響のある著しい変化により、今後、減損損失を認識する可

能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 26,001千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社においては、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和4年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 992,390千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY
LIMITED 356,040千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	93,637千円
長期金銭債務	402,376千円
短期金銭債務	97,227千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	220,629千円
仕入高	532,887千円
営業取引以外の取引高	9,305千円

株主資本金変動計算書に関する注記

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

12,576千円（うち基準日が当該事業年度中のもので当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額12,576千円）

(2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三輝特殊技研（香港）有限公司	所有 直接100%	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付（注2）	—	短期貸付金 長期貸付金	9,999千円 22,500千円
				製品の仕入	456,756千円	買掛金	88,244千円
子会社	SANKI EASTERN（THAILAND）COMPANY LIMITED	所有 直接65% 間接5%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付（注2）	54,450千円	短期貸付金 長期貸付金（注3）	58,410千円 321,466千円
				利息の受取（注2）	8,850千円	未収入金	5,400千円
				債務保証（注4）	356,040千円	—	—
				保証料の受入	5,669千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりま

せん。

3. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDに対する貸付金については、63,592千円の貸倒引当金を計上しております。
4. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDの金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	611円46銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20円16銭
1株当たり当期純利益	20円71銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得に関する事項

当社は、令和3年6月10日開催の取締役会において、以下の通り、令和3年6月28日に開催を予定している定時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得に係る事項を付議することについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を検討してまいりました。

今般、当社の元代表取締役である佐藤武幸氏、及び当社の元代表取締役（専務）田野順子氏の配偶者である田野政敏氏から、両氏が保有する当社株式を当社に売却したい旨の申し出を受けました。

このような状況を踏まえ、当社は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引により自己株式を取得することといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1)	取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する株式の総数	11,200株 (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.34%)
(3)	株式の取得価額の総額	40,000,000円(上限)
(4)	取得期間	令和3年6月29日～令和4年6月28日
(5)	取得先	佐藤武幸、田野政敏
(6)	株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額の算定方法	当社第39回定時株主総会開催日前日である令和3年6月25日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社株式の最終価格(ただし、同日に売買取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格)とする。

(注) 上記の内容については、令和3年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

3. 取得先の概要

(1)	取得対象株式の種類	佐藤武幸	田野政敏
(2)	取得する株式の総数	大阪府八尾市	大阪府八尾市
(3)	上場会社と当該個人の関係	当社の元代表取締役	当社の元代表取締役専務(田野順子)の配偶者

4. 支配株主との取引等に関する事項

該当しません。

5. その他

本自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主様には、会社法第160条第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じません。

その他の注記

減損損失に関する事項

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	建物	静岡工場	19,187千円
	構築物		17,847千円
	機械及び装置		26,217千円
	車両運搬具		0千円
	工具、器具及び備品		2,287千円

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定単位等を加味してグルーピングを行っております。本社等の事業用資産については、共用資産としております。

当社静岡工場において、収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に65,539千円計上しております。

これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については専門家による鑑定評価等に基づいております。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月25日

株式会社 S T G
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S T Gの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年9月10日

株式会社 S T G 監査役会

常勤監査役 平井 洋行 ㊟

監査役（社外監査役） 大貫 篤志 ㊟

監査役（社外監査役） 高安 錬太郎 ㊟

以上

「開催会場ご案内略図」



【開催会場】

(住所) 大阪府八尾市山賀町六丁目 82 番地 2 (電話番号) 072-928-0212

担当者：管理本部

【アクセス】

(バスをご利用の場合)

近鉄八尾駅より近鉄バスにて「西郡南口」下車 徒歩 7 分

(お車をご利用の場合)

近畿自動車道 八尾 I C (南行き/和歌山方面) より約 10 分

近畿自動車道 東大阪南 I C (北行き/門真方面) より約 5 分